

取 扱 基 準

名 称	新潟市リユース食器普及事業補助金
補助区分	運営費補助 <input type="checkbox"/> 事業費補助 <input checked="" type="checkbox"/>
補助金の概要	イベントでリユース食器を利用する際に要する経費を補助するもの。
目 標	数値化 <input type="checkbox"/> 非数値化 <input checked="" type="checkbox"/>
	2R（リデュース・リユース）の普及啓発及び環境負荷の軽減 <目標が数値でない場合の評価方法> 使い捨て容器の減量及びリユース食器の活用について、アンケートで成果等 を評価
補助事業者	補助金を受けることのできる者は、次のいずれかに該当するものとする。 (1) 市内の自治会・町内会、コミュニティ協議会、NPO、その他営利を目的としない団体 (2) 市内に住所を有する者、又は居住している者
補助対象経費の内 容	リユース食器のレンタルに係るレンタル料及び配送料（以下、「リユース食器利用料」という。）とする。ただし、リユース食器の紛失及び破損等による弁償額は対象外とする。
補助額 及びその算定方法 又は補助率	補助対象経費の総額の2分の1以下の額とし、2万円を限度とする。ただし、会場内で参加者にリユース食器を用いて1,500食以上の食品または飲料を提供するイベントについては5万円を限度とする。補助金の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。 <補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由> 有料指定袋制度に伴う、ごみ処理手数料収入額相当分を活用する市民還元事業であるため。また、補助率・上限額とも本市の利用実績及び他市の状況を勘案し、普及啓発に適した額を決定。
開始時期	令和2年 4月 1日
評価の時期	令和4年 9月30日
終 期	令和5年 3月31日
	(終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による 情報の公表	[内容] 当該事業が新潟市からの補助金に基づくものである旨を表示 [媒体] イベントのチラシ、ホームページ、看板等
担当部署	環境部 循環社会推進課 電 話 025-226-1391 (直通) e-mail junsui@city.niigata.lg.jp